



くるめ青色申告会だより

《第 29 号》

■発行 久留米青色申告会 ■発行人 長谷広信 ■発行日 令和 6 年 8 月

〒830-0022 久留米市城南町 15-5

TEL 0942-33-0213

FAX 0942-33-0933

★ホームページもご覧ください★

久留米青色申告会

検索



「令和 6 年度事業計画について」

久留米青色申告会 会長 長谷広信

会員の皆様、日頃より当会の事業にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

今年の 7 月、久留米市では大雨は降りましたが、水害にはならず梅雨を乗り切ることができほっとしています。

また、上場企業の 3 月決算の業績は、自動車業界がけん引し、3 年連続過去最高益を更新しました。九州の主要企業も 68%が増益という好成績でした。これは、円安や値上げによるものですが、当会の会員企業は、原材料高騰や人手不足により、厳しい状況が続いているようです。会員の皆様には、値上げや IT の活用により増収・増益を目指していただきたいと思ひます。

さて、6 月 27 日に通常総会を開催し、令和 5 年度収支決算書承認などの各議案をご承認いただきました。総会終了後、久留米税務署内田署長様の記念講演会そして懇親会を開催し、親睦を深めることができました。

総会でご承認いただいた令和 6 年度事業のうち、特に今年度もインボイス制度と、電子帳簿保存法改正に対する施策を重点的に行っていきます。やさしいシリーズ研修会の講義の中で、インボイス制度と改正電帳法を解説するとともに、個別相談会で会員の皆様の問題を解決したいと思ひます。疑問がある

方は是非ご聴講ください。

次に、令和 7 年 1 月から申告書等の控えへの收受日付印の押なつが行われないこととなります。代替方法はありますが、ブルーリターン A で記帳されている会員については、電子申告をすることにより、「受信通知」がデータで取得できますので、收受印の代わりになります。

当会は昭和 29 年に設立され、会員及び歴代役員の方々のご努力により本年で 70 周年を迎えます。これまでの 70 年を振り返るとともに、未来への決意を新たにすため、10 月 11 日に記念式典を開催します。多くの皆様とお祝ひしたいと思ひますので、ご参加よろしくお願ひいたします。

また、確定申告期の久留米税務署内での青色コーナーについては、税務署のご協力で 5 日間設置し、青色申告制度の普及と会員増強活動を行うことができました。会員増強については、チラシを作成し新入会員紹介キャンペーンを行っていますので、ご紹介お願ひします。

当会のホームページのリニューアルが終わり、今後の予定やブロック大会、視察研修などの情報をタイムリーに会員さんや会員以外の方へお届けできるようになりました。過去の青色申告会だよりも掲載していますので是非活用してください。

令和 6 年度 今後の予定

- ・ 9 月 一般部会新入会員交流会 (27 日：ふたば)
- ・ 10 月 久留米青色申告会創立 70 周年記念式典 (11 日：ハynesホテル・久留米)
- ・ 11 月 一般部会会員交流事業「日帰り旅行」(2 日：嬉野)
やさしいシリーズ研修会「減価償却編」
やさしいシリーズ研修会「決算編」
- ・ 12 月 やさしいシリーズ研修会「消費税編」
決算書作成説明会/青色申告制度勉強会
- ・ 1 月 申告書作成説明会・青色コーナー打合せ・新年異業種交流会
- ・ 2 月 確定申告書・決算書税理士個別相談会
- ・ 3 月 久留米税務署内設置青色コーナー



※変更になる場合がございます。開催が決まりましたら案内をお送りいたしますのでご確認ください

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税について、定額減税が実施されることになりましたので、その概要をお知らせします。

【1】改正の概要

(1) 一人当たりの控除額 …所得税3万円、住民税1万円

※控除しきれない額は、翌年に繰り越されることはなく、不足額に見合う給付が市町村から行われる。

(2) 控除の方法

① 本人が確定申告で行う方法（事業主）

② 給与の支払者が源泉徴収で行う方法（従業員、R6.6.1以後の給与支払いから）

③ 公的年金等の支払者が源泉徴収で行う方法（R6.6.1以後の年金支払いから）

※②については「令和6年6月より開始…」説明文をお送りしています。また、月次減税は、法律（措法41の3の7）の定めによりますので、必ず実施しなければなりません。

(3) 誰から控除するか

○定額減税は、本人と同一生計配偶者、扶養親族をまとめて本人から控除する。

(4) 定額減税の対象者は「居住者」であることが要件（年末調整の扶養控除等と相違）

(5) 定額減税対象者の所得要件 … 合計所得金額1,805万円以下

【2】給与の支払者が源泉徴収を通じて行う定額減税

(1) 対象者は甲欄適用者のみ

(2) ○6月から →月次減税事務（各人別控除事績簿で控除残を管理する）

○年末調整時 →年調減税事務（6月2日以後雇用した方は年調減税のみ適用）

※源泉徴収票に、「減税控除額」及び「控除外額（控除しきれなかった金額）」を記載する。

【3】参考資料

(1) 国税庁ホームページ 定額減税特設サイト

(2) 令和6年分所得税の定額減税のしかた（パンフレット、(1)内に掲載）

(3) 令和6年分所得税の定額減税Q&A（(1)内に掲載）

久留米青色申告会70周年記念式典のご案内

当会は昭和29年に創立して以来、今年で創立70周年を迎えることができました。ひとえに皆様の暖かいご支援のおかげと心より感謝申し上げます。これからも青色申告制度の普及、ならびに適正納税の指導を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

つきましては、70周年記念式典を下記のとおり開催いたします。ご多用のこととは存じますが是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

また、「久留米青色申告会 創立70周年記念式典 式典冊子」への広告協賛（社名広告）につきましてご検討いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、ご案内を差し上げました文書をご確認いただきますようお願い申し上げます。

○日 時：令和6年10月11日（金）

15：30～ 記念式典（15：00～受付）

16：30～ 記念講演（講師：笑福亭^{しょうふくてい} 風喬^{ふうきょう}）

17：30～ 祝賀会

○場 所：ハイネスホテル・久留米（久留米市天神1-6）

【お問合せ】久留米青色申告会 TEL：33-0213 FAX：33-0933

令和6年度通常総会を開催

6月27日（木）、ハイネスホテル久留米にて令和6年度通常総会を開催し、全ての議案が原案通り可決されました。承認された令和6年度事業計画の概要は以下の通りです。

1、会員指導事業の充実

- ・年数回の「やさしいシリーズ研修会」を中心とした各種研修会を開催
- ・インボイス制度・電子帳簿保存への対応（個別相談会等）
- ・会計ソフトブルーリターンAによるe-Taxの普及強化

2、青色コーナーの充実強化

- ・確定申告期に税務署内に設置される青色コーナーにおいて青色申告制度の普及促進を積極的に展開

3、役職員研修事業の実施

- ・役職員の資質向上、他青色申告会との交流

4、女性部活動の充実強化

- ・女性部主催セミナー等の開催
- ・青色コーナーへの積極的協力

5、青年部活動の充実強化

- ・親会事業への積極的協力および部員間の連携強化
- ・他青色申告会青年部との連携強化
- ・各団体との交流事業

6、広報活動の充実

- ・久留米青色申告会の事業内容、インボイス制度の情報発信強化

※WEB 検索サイトにて「久留米青色申告会」で検索ください。

7、組織の強化拡充

- ・新入会員紹介キャンペーン実施
- ・70周年記念事業の実施（10月11日）

8、陳情・要望活動

- ・上部団体と連携した税制改正運動を展開



挨拶を行う長谷広信会長



記念講演される久留米税務署 内田良宏署長

久留米青色申告会 HP リニューアルについて

久留米青色申告会のHPをリニューアルしました。青色だよりやお知らせを見やすく改善しております。

今後はより迅速に、皆様に最新の情報をお届けしたいと考えております。視察等の写真も掲載しておりますので是非ご覧ください。

久留米青色申告会
ホームページはコチラ→



【女性部コーナー】 ★使用済み切手を集めています

皆さまの事業所やご家庭に「使用済み切手」はありませんか？

当会女性部で集めた切手は、一般社団法人全国青色申告会総連合を通じて、東京青梅の老人ホーム「聖明園福祉協会」へ送られ、目の不自由な方への支援につながります。

切手は、周りを1cm程度残して、当会にお越しの際に事務局にお渡しください。

令和7年1月～ 申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

令和7年1月から、申告書の控えに收受日付印の押なつが行われません。

書面申告等における申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみの提出（送付）となります。

申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は以下のとおりです。

○e-Taxによる申告・手続

e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。

受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。

また、受信通知から電子申請等証明書の交付を請求することもできます。

なお、個人の利用者が受信通知の内容を確認する場合、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。

○申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面により提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。

なお、利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。

○保有個人情報の開示請求

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。（写しの交付の場合は1カ月程度かかります）。

手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）です。

法人の申告書等には利用できません。

保有個人情報の開示請求について、e-Taxを利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

○税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

○納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得することができます。

手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。

納税証明書の交付請求について、e-Taxを利用したオンライン請求及び手数料の電子納付をすることができます。

※ブルーリターンAを利用して確定申告書を作成されている会員の方は、e-Taxによる電子申告をお勧めします。

★新入会員紹介キャンペーン

既会員さんより新規会員さんをご紹介いただいた場合、「新規会員ご紹介特典」として、既会員さんに商品券3,000円を差し上げます。お近くにまだ申告会へご入会されていない事業主さんがいらっしゃいましたら、是非ともご紹介ください。

※詳細は→ お問い合わせ：久留米青色申告会（電話：33-0213）